

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、熊野町の区域内に居住する者、熊野町において事業活動を行う者、熊野町の区域をその地区とする商工会その他の熊野町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、熊野町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成23年6月14日

熊野町長 三 村 裕 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ユアーズ熊野店

(2) 所在地

広島県安芸郡熊野町出来庭三丁目1番9号

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称 ユアーズ熊野店

所在地 広島県安芸郡熊野町楨ヶ迫1708番地

(変更後)

名 称 ユアーズ熊野店

所在地 広島県安芸郡熊野町出来庭三丁目1番9号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社広電ストア

代表者 代表取締役社長 大田 哲哉

住 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

(変更後)

名 称 株式会社広電ストア

代表者 代表取締役 尾崎 義昭

住 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
 にあつては代表者の氏名
 (変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日 その理由
氏名又は名称	代 表 者		
株式会社ユアーズ	代表取締役社長 根石 義一	広島県安芸郡海田町南堀 川町四丁目11番	—
株式会社キリン堂薬局	代表取締役 内山 守	広島県安芸郡府中町大須 一丁目17番12号	—
株式会社廣文館	代表取締役 丸岡 才一郎	広島市中区本通1番11 号	※
谷村 美登里 (フラワーショップ縁)		広島市南区東雲一丁目2 3番26号	—
エトワール株式会社	代表取締役 北原 一人	広島県安芸郡海田町新町 21番10号	—
株式会社イーシーアイ	代表取締役 松本 佳晃	島根県簸川郡斐川町大字 直江4833-2	—
有限会社コスメチック園	代表取締役 吉川 三郎	広島県安芸郡熊野町大字 貴船84番地	—
有限会社熊野フォトサービ ス	代表取締役 長澤 鐵夫	広島県安芸郡熊野町大字 神田136番地	

※平成14年9月6日付の法附則第5条第1項届出時には既に退店済み。

(変更後)

小 売 業 者		住 所	変更年月日 その理由
氏名又は名称	代 表 者		
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島県安芸郡海田町南堀 川町4番11号	※1
株式会社キリン堂薬局	代表取締役 山本 直史	広島県安芸郡府中町大須 一丁目17番12号	※2
谷村 美登里 (フラワーショップ縁)		広島市南区東雲一丁目2 3番26号	—
エトワール株式会社	代表取締役 北原 一人	広島県安芸郡海田町新町 21番10号	—
株式会社イーシーアイ	代表取締役 松本 昌之	島根県簸川郡斐川町神永 2535番地2	※3
有限会社コスメチック園	代表取締役 吉川 三郎	広島県安芸郡熊野町貴船 9番26号	※4
有限会社フォトサービスな がさわ	代表取締役 長澤 鐵夫	広島県安芸郡熊野町神田 7番19号	※5

- ※1 平成22年12月20日 代表者変更(根石義一の退任)、平成14年9月6日付の法附則第5条第1項届出時に住所を誤記入。
- ※2 平成23年2月1日 代表者変更。
- ※3 平成21年2月18日 代表者変更、平成13年6月27日 移転による住所変更(平成14年9月6日付の法附則第5条第1項届出時には既に変更済み)。
- ※4 平成21年12月7日 住居表示による住所変更。
- ※5 平成21年3月2日 会社名称変更、平成21年12月7日 住居表示による住所変更。

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成22年11月22日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成19年6月18日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

2(3)表のとおり。

4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

住居表示の変更のため。

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社広電ストアの代表者変更。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

2(3)表のとおり。

5 届出年月日

平成23年6月8日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年6月14日(火)から平成23年10月14日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とし、縦覧期間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

熊野町総務部地域振興課

安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年10月14日(金)

(2) 提出先

熊野町総務部地域振興課